

始まります

確定申告

所得税と消費税の納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください。

②町県民税・国保税申告出張会場日程

対象地区	相談日	会場	時間
初神・新宮	3月7日(火)	東公民館	9:00~12:00 13:00~16:00
川角・平谷・貴船・石神 神田・柿迫・東山	3月8日(水)	西公民館	
吳地・出来庭・中溝 萩原・城之堀	3月9日(木)	町民会館	

(注)この期間中、税務課での相談は行っていませんので、各会場へお越しください。

など、お気軽にご相談ください。

税改正が行われています！

正しく計算し、正確な申告をお願いします。

高齢者に関する税制改正

③年齢65歳以上の方

①公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額
330万円未満	①収入金額 - 120万円
330万円以上410万円未満	①収入金額 × 0.75 - 37万5千円
410万円以上770万円未満	①収入金額 × 0.85 - 78万5千円
770万円以上	①収入金額 × 0.95 - 155万5千円

(昭和16年1月1日以前に生まれた方)

1 公的年金等控除の見直し
國民年金、厚生年金、恩給などのいわゆる公的年金等は、雑所得として所得税と住民税の課税対象となります。

平成16年度の税制改正で、

1 老年者の非課税措置の廃止
年齢65歳以上の人たちの合計所得金額が125万円以下の人にに対する個人住民税の非課税措置が廃止されます。

ただし、平成17年1月1日において65歳に達している人（昭和15年1月2日以前生まれの人）で合計所得金額が125万円以下の人について

個人住民税の改正

平成18年度
所得割及び均等割の税額の3分の2を減額

平成19年度
所得割及び均等割の税額の3分の1を減額

2 定率減税の見直し
現行…所得割額から15%相当額（上限2万円）を控除
改正後…所得割額から7.5%相当額（上限2万円）を控除

今まで老年者控除の対象者には適用されていなかつた、寡婦（夫）控除の適用を受けることができる場合があります。該当する場合は、申告の際に申し出ください。

3 均等割の見直し

均等割の納稅義務者がある夫と同一生計の妻に対する均等割非課税の措置が廃止されます。非課税基準を超える所得が有る妻の場合、平成17年度は経過措置がありましたが、平成18年度からは全額の4千円が課税されます。

2 老年者控除の廃止
平成16年度の税制改正で、世代間、高齢者の公平を確

65歳以上の方の公的年金控除額が、所得税については平成17年分の計算から、住民税については平成18年度分の計算から上表③のとおり、改正されています。
65歳未満の方の控除額については変更ありません。

保するために、老年者控除（所得者本人の年齢が65歳以上で、合計所得金額が1千万円以下の方について、所得金額から一定額（所得税50万円、住民税48万円）を控除できたのです。）が、所得税については平成17年分の計算から、住民税については平成18年度分の計算から廃止されることになりました。

これらの中の改正のため、昨年までは申告の必要がなかった人も、社会保険料控除（国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料等）、生命保険料控除、医療費控除等や寡婦（夫）控除の申告が必要となる場合があります。

（税務課）